

東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）から移住された方へ

一定要件を満たすと移住支援金の支給申請ができます

世帯 **100** 万円、単身 **60** 万円 ※起業の場合最大 **300** 万円

※18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、18歳未満の者1人につき100万円を加算

移住支援金の支給対象かも？

と思った方は、お早めに下記まで
ご相談ください。

※原則、転入後1か月以内に「予備登録申請」が必要です。
世帯状況などを確認いたします。

※移住支援金は、北海道及び江別市の予算内での
交付となります。



移住支援金の対象目安

①②ともに該当することが必要です。
このほかにも要件がありますのでご相談ください。

- ①【移住元要件】次のすべてに該当し、転入後1年以内の方
 - ・住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住又は東京圏^{※1}（条件不利地域^{※2}を除く）に在住し、東京23区内に通勤^{※3}していた方
 - ・住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏^{※1}（条件不利地域^{※2}を除く）に在住し、東京23区内に通勤^{※3}していた方ただし、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合は、通学期間も移住元の対象期間となります。
- ②【就業要件】次のいずれかに該当する方
 - ・移住支援事業を実施する北海道が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人により新規就業した方
 - ・北海道の起業支援事業費補助金（起業支援金）の交付決定を受けた方
 - ・転勤等ではなく、自己の意思により移住し、東京23区内での仕事をテレワークにより実施する方
 - ・江別市での地域イベント等への参加又は居住経験があり、農林水産業に新たに就業した方

※1 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2 条件不利地域 裏面をご覧ください。

※3 通勤 雇用者としての通勤にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

移住支援金に関するお問合せ先はこちら ▶ 江別市企画政策部広報広聴課

江別市高砂町6番地（江別市役所本庁舎2階）

電話 011-381-1064（直通）

Eメール iju@city.ebetsu.lg.jp

▶移住支援金の詳細は、HPでご案内しています。

江別市



北海道



国（内閣府）



<条件不利地域の市町村>

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

R7年度版